

香取市公告第 31 号

漂流物の拾得の届出があったので、水難救護法（明治 32 年法律第 95 号）第 25 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 16 日

香取市長 伊 藤 友 則

1 拾得物件及び形状寸法

F R P 製ボート	全長	約 5.4 m
	幅	約 1.0 m
	高さ	約 0.5 m
	船体番号	なし

2 拾得年月日

令和 6 年 4 月 16 日

3 拾得場所

利根川右岸（小見川大橋付近）

4 その他

公告後 6 カ月が経過し、申出がない場合は、所有者がないものと認め処分します。

拾得状況



保管状況

